

第24期第19回農業委員会総会

◇日時 令和4年1月14日(金)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 2番 鈴木実 3番 小町江津子

◇事務局 薬袋事務局長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 それでは、只今から、第19回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
2番 鈴木委員 3番 小町委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (4件)  
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)  
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決) (1件)  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (1件)  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (3件)

議長 議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年1月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積588㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年12月1日から令和3年12月28日まで。備考、平成16年1月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の4番 石川委員説明願います。
4番委員	はい、説明致します。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班（指田委員、篠委員、石川委員）です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■交差点から北に約120m進み■■■通りを横断して北へ約45m進み二股道路を右側に入り約61m進んだ北側の農地です。農地の状況ですが、粟25本栽培、畑は全体きれいに除草管理されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定。夏は、除草。秋は、除草、収穫。冬は、剪定、苗木の植樹。出荷状況は、東京多摩青果（国立市場）です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
総会資料	議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年1月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積595㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積505㎡ 番号2-2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積668㎡ 番号2-3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積736㎡ 面積合計2,504㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年12月29日から令和3年12月28日まで。備考、平成13年2月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の12番 清水委員説明願います。
12番委員	はい、説明致します。 番号2-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■交差点を西に約200m進み■■■信号を左折し約210m進み■■■の東側の道路に面した農地です。農地の状況ですが、現在は耕耘済の状況です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分

は、ありません。年間の作付け状況は、春は、田植え準備。夏は、除草、水管理。秋は、稲刈り。冬は、休耕。出荷状況は、昭島市給食米、自家消費です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号2-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■の信号を■■■方面に約100m進み、■■■を左折し約30m進んだ道路東側の農地です。農地の状況ですが、ハクサイ2作、ダイコン1作、ネギ2作、その他耕耘済です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ジャガイモ、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、トウモロコシ。夏は、ジャガイモ、ナス、キュウリ、トマト、ピーマン、トウモロコシ。秋は、ニンジン、ダイコン、サトイモ、ハクサイ、長ネギ。冬は、ニンジン、ダイコン、サトイモ、ハクサイ、長ネギ。出荷状況は、自家消費です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号2-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間120日。土地の案内につきましては、■■■交差点から、■■■通りを■■■に25m進み左折して■■■から約300m西に進み■■■北側の三差路を右折し約100m進んだ道路西に面した農地です。農地の状況ですが、南部分と北部分に植木、五葉松1本、モミジ7本、キンモクセイ3本、カイズカイブキ3本、榎1本、ザクロ1本、モッコク1本、カクレミノ1本、白梅1本、コウノキ1本、キャラボク1本、榊1本、ツゲ14本、ツツジ17本、中央部分につきましては耕耘されていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ。夏は、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ。秋は、サトイモ、八ツ頭、長ネギ。冬は、サトイモ、八ツ頭、長ネギ。出荷状況は、自家消費です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年1月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部

英治 番号3-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積383㎡ 番号3-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積373.77㎡ 番号3-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,087㎡ 面積合計 1,843.77㎡ 申請人、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年3月30日から令和3年12月28日まで。備考、平成27年12月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。

番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■通りの■■■■交差点を北に60m進み右折して53m進んだ右側の畑の農道を南に100m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、ダイコン用マルチ13畝があり3/5は収穫済の状態です。南側にはカリンの木が1本ありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ジャガイモ。夏は、ジャガイモ、ダイコン。秋は、ダイコン。冬は、ダイコン。出荷状況は、学校給食、自営直売所。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■通りの■■■■を西に100m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、面積の半分にビニールハウス2棟が布設されています。ハウス内2棟ともアスパラガスの枯枝があり次期の芽出し用に整備中とのこと。畑部分は夏野菜の枯枝の整備を行っている。敷地の奥には夏みかんの木が植栽されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ナス、トウガラシ、シシトウ。夏は、ナス、トウガラシ、シシトウ、アスパラガス。秋は、ナス、アスパラガス。冬は、なし。出荷状況は、みどりっ子、ミノール、ヨーカドー、自営直売所。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号3-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の長男です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■通りと■■■■の交差点■■■■を昭島駅方面に195m進み左側の事業用駐車場内を奥に80m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、畑エリア内は茶畑が全体の1/5、ビニールハウス2棟が建っており全体の2/5を締めており残り2/5が畑となっている。ビニールハウス内には、収穫後のトマト跡と小松菜の半畝分が残っていました。畑には、ハクサイ3畝を除きサトイモ、ブロッコリーの収穫跡があり、整備待である。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、サトイモ、ブロッコリー、小松菜、トマト。夏は、サトイモ、トマト。秋は、ハクサイ、サトイモ、ブロッコリー、小松菜。冬は、ハクサイ、小松菜。出荷状況は、みどりっ子、ミノール、ヨーカドー、自営直売所。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。  
以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
総会資料	議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年1月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積5,350㎡ 申請人、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年12月29日から令和3年12月28日まで。備考、平成25年1月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の4番 石川委員説明願います。
4番委員	はい、説明致します。 番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者の家族です。調査年月日は、令和4年1月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■通り■■■■店を過ぎ■■■■病院前の信号を左折し、西へ向かい約58m進み■■■■を右に入り約177m進み交差点を左折して約103m直進した正面突き当りの農地です。農地の状況ですが、ロウバイ50本、ヤマモミジ40本、アセビ、ツツジ、サツキ、ドウダンツツジ、マキ、クロガネモチ、タラノメ20本、ウメ15本、カキ30本、ブルーベリー（ラビットアイ）60本、フキ、ゲンペイシダレモモ15本栽培しています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、苗木の植樹作業、剪定作業。夏は、除草作業、ウメ、フキノトウ、タラノメの収穫作業。秋は、カキの収穫作業。冬は、ロウバイ、クロガネモチの出荷用の切り枝作業。出荷状況は、直売、ミノール立川、高島屋、立川マルエツ。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書について上程いたします。
総会資料	議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和4年1月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,021㎡ 申請者、■■■ ■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■ 申出事由、令和3年2月11日 ■■■氏 死亡のため。
議 長	当該農地の耕作状況について、説明願います。 地区委員の13番 野島委員説明願います。
13番委員	はい、説明いたします。 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月6日 土地の案内ですが、■■■より■■■方向へ約460m進み急カーブを過ぎたすぐの路地を左折し、40m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、北西側にネギ6作、ウメ9本、ミカン1本、ユズ4本、カキ2本、ザクロ1本、キンカン1本、キュウイ2蕪ありました。全体に枯草がおおっている。東側に物置のブロック基礎がのこっている。伐根されていない切り蕪3蕪残っていました。その他、玉石多数あり、コンクリート基礎、ガラ2箇所、門扉、他雑木がありました。農地と認められない部分はあります。指摘事項は、コンクリート基礎、玉石、雑木、門扉、棚、園芸用ポールを片付けることを指摘しておきました。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑等ありませんか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地介在畑 面積343㎡ 届出人は、■■■ ■■■ 届出理由は、相続 令和3年6月21日 ■■■氏 死亡のため。
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。

6番 細井委員説明願います。

6番委員

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月8日 土地の案内につきましては、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約100m先の■■■手前を左折■■■交差点より斜め右方向へ30m進み右折し、260m進んで右折し20m進んで左折、■■■添いの道路を280m直進して、左折し90m直進した右側の土地です。農地の状況は、全面除草した後で除草した枯れ草が3か所に積んでありました。南側に梅の木1本。その他植木が6本ありました。南西の角に以前商店として使用したと思われる空小屋がありました。周囲の状況は、東は、駐車場。南は、住宅。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積228㎡ 届出人は、■■■ ■■■ ■■■ ■■■ 転用目的、自用住宅。

議長

当該農地の利用状況について説明願います。  
8番 篠委員説明願います。

8番委員

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料15ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月7日 土地の案内につきましては、■■■線■■■駅北口を線路沿いに■■■駅方面に200m ■■■を右、北へ通称■■■通りを343m■■■交差点を左、西へ130mの左側の土地です。農地の状況は、■■■の看板が掲げられた2階建て住居兼事務所の建物、業務を行っている様子はなく表札等も一切なく居住は不明です。周囲の状況は、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路と駐車場。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3.30㎡ 譲受人、■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 自用住宅。

議長

当該農地の利用状況について説明願います。  
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料17ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月9日 土地の案内につきましては、■■■通りを■■■方面より、■■■方向へ向かい■■■線■■■の約225m手前、左側道に入り約165m進

んだ左側の土地です。農地の状況は、■■■の敷地の一部でありゴミ集積所になっています。周囲の状況は、東は、住宅。南は、歩道。西は、歩道及び道路。北は、住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積352㎡ 地番■■■  
登記簿畑 現況畑 面積134㎡ 面積合計486㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■  
■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 分譲住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。  
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料17ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月12日 土地の案内につきましては、■■■街道■■■交差点より西へ約180m進み交差点を左折し■■■方面へ約300m南へ進み路地を右折して西へ約150m進んだ左側の土地です。農地の状況は、宅地造成工事中です。周囲の状況は、東は、住宅。南は、畑。西は、整備された土地。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積241㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■・■■■ 転用目的、所有権移転 自用住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 野島委員説明願います。

12番委員 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料17ページのとおりです。調査年月日は、令和4年1月13日 土地の案内につきましては、■■■街道と■■■通りの交差点を■■■通りを■■■方面に120m進み左折、北方向に20m進み左折、約40m進み道なりに20mすすんだ正面の土地です。農地の状況は、雑草地です。周囲の状況は、東は、住宅。南は、道路。西は、住宅。北は、宅地です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。  
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。



以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		